

議案第 7 4 号

亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について

亀山市道路占用料徴収条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

亀山市道路占用料徴収条例（平成17年亀山市条例第132号）
の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第40条」を「第39条の8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。